

## 就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書

事業所名	せいらん			
サービス費 区分	①	就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)	2	就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)
	3	就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)	4	就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)
	5	就労継続支援B型サービス費(Ⅴ)	6	就労継続支援B型サービス費(Ⅵ)
定員区分	①	21人以上40人以下	4	81人以上
	2	41人以上60人以下	5	20人以下
	3	61人以上80人以下		
前年度の 工賃支払 対象者数 ・ 支払工賃 額の状況	1	4万5千円以上	6	1万5千円以上2万円未満
	2	3万5千円以上4万5千円未満	7	1万円以上1万5千円未満
	3	3万円以上3万5千円未満	8	1万円未満
	④	2万5千円以上3万円未満	9	なし(経過措置対象)
	5	2万円以上2万5千円未満		
	(a)前年度における工賃支払総額		¥8,247,527	
	(b)前年度における開所日1日あたりの平均利用者数		25.4	
	※小数点第2位以下を切り上げる 例: 16.72人の場合16.8人と記載する			
	(c)前年度の平均工賃月額((a)÷(b)÷12)		¥27,058	
	平均工賃月額① (c)の値を記載			円
27,058			円	
重度障害者支援体制加算 (Ⅰ)を算定している場合 (①+2000円)			円	

注1 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)を算定する場合は、平均工賃月額区分及び前年度の工賃支払対象者数・支払工賃額の状況を記載すること。  
 注2 重度者支援体制加算(Ⅰ)を算定している場合は、平均工賃月額に2千円を加える。  
 注3 平均工賃月額区分「なし(経過措置対象)」は、指定を受けてから1年間を経過していない事業所が選択する。